

## 定 款 改 定 の 要 点

1. 名称（第1条）：日本水循環文化研究協会
2. 目的（第3条）：  
我々の共有財である水が社会にもたらす恵沢を増進するため、水循環の健全性の向上・維持、水循環文化の普及啓発、継承を図るとともに、水循環管理に関わるガバナンスの向上に資する活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
3. 特定非営利活動の種類（第4条）
  - 一 社会教育の推進を図る活動
  - 二 まちづくりの推進を図る活動
  - 三 環境の保全を図る活動
  - 四 国際協力の活動
  - 五 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動
4. 事業の種類（第5条）
  - 一 水循環の健全化に関する社会教育を推進する事業
  - 二 水循環の健全化に関する調査研究、普及啓発、情報共有を推進する事業
  - 三 水循環文化の普及啓発、継承に資する活動
  - 四 水循環管理の向上に関わる政策提言
  - 五 水インフラに関わる近代化遺産の文化財登録を推進する事業
  - 六 開発途上地域での水と衛生に関わる国際協力事業
  - 七 その他この法人の目的達成のために必要な事業
5. 会員制度（第7条）：別表
6. 意思決定機関及び役員：運営委員会・運営委員→理事会及び理事（第3章「役員」、第4章「会議」）
7. 会議：ウェブ会議、電磁的方法による出席、表決等を認める。（第27、29、36、37条）

別表：会員制度

			(会員サービス等)						
			総会 資料	機関誌	研究 講演集	会報	会費		
名誉会員	別途規則、生涯会員、個人正会員を維持することができる			○		○			
正会員	個人	NPO法上の社員	○	○	※	○	5,000	※有料、希望者	
特別会員	個人	賛助会員所属の個人、NPO法上の社員	○	○	※	○	3,000		
賛助会員	団体1	議決権無し	○	○	○	○	一口 50,000 (三口まで)		
	団体2		○	○	○	○	10,000		
団体1：地方公共団体、企業等 団体2：NPO法人等市民団体									